



平成 28 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社麒麟堂ホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 寺 西 豊 彦
社 長 執 行 役 員
(コード番号 3194 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 小 林 剛 久
経 営 企 画 部 長
(TEL. 06-6394-0100 (代表))

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社(株式会社麒麟堂、株式会社健美舎)の社員(以下、「社員」という。)に対する当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブ付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」という。)の導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

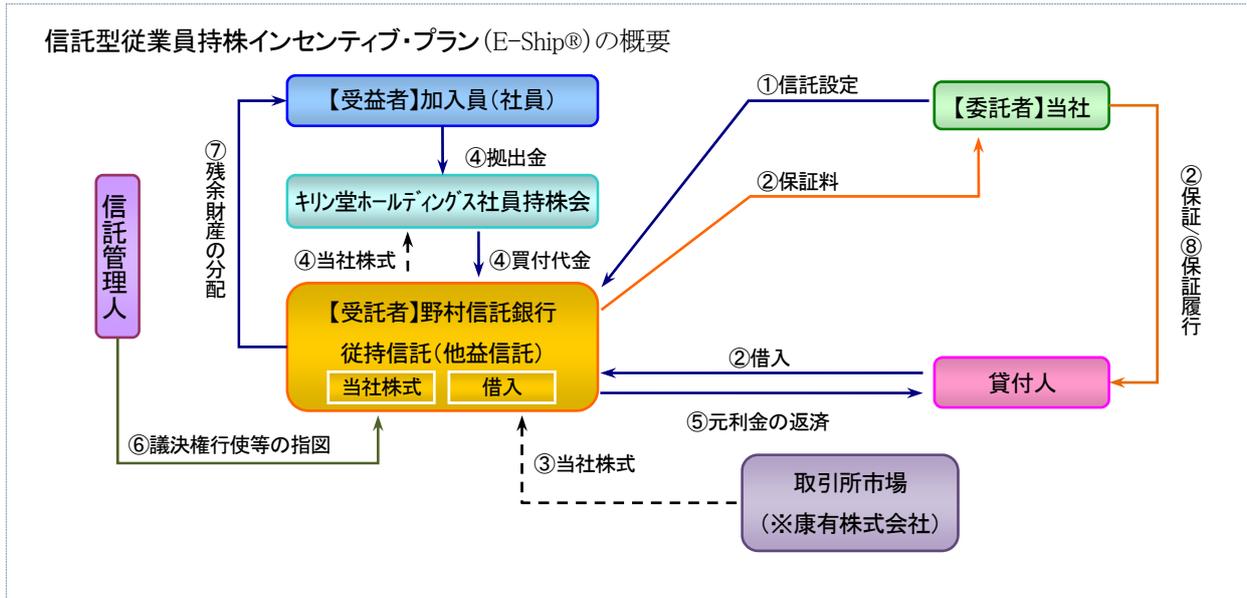
1. 本プランの概要

本プランは、「麒麟堂ホールディングス社員持株会」(以下、「持株会」という。)に加入するすべての社員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「麒麟堂ホールディングス社員持株会信託」(以下、「従持信託」という。)を設定し、従持信託は、今後 3 年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは社員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生を増進策として、持株会の拡充を通じて社員の株式取得及び保有を促進することにより社員の財産形成を支援することを狙いとしています。

本プランの導入に際して従持信託は、当社の筆頭株主である康有株式会社(以下、「康有」という。)が保有する当社株式を取引所市場を通じ株式取得を行う予定であります(以下、「本株式譲渡」という。)。なお、康有は、当社の代表取締役である寺西豊彦及びその親族が株式を保有している資産管理会社であり、当社の主要株主である筆頭株主であります。よって、本株式譲渡により、主要株主が異動する可能性があります。その場合は追ってお知らせいたします。

2. 本プランの仕組み



- ① 当社が、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした従持信託（他益信託）を設定します。
- ② 従持信託は貸付人から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は、当該借入に対して保証を行います。当社は、当該保証行為の対価として保証料を従持信託から受け取ります。
- ③ 従持信託は信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取引所市場を通じ康有株式会社から取得します。
- ④ 従持信託は信託期間を通じ、上記③に従って取得した当社株式を、一定の計画（条件及び方法）に従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤ 従持信託は持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利息等返済に充当します。
- ⑥ 従持信託が保有する当社株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、上記②の保証行為に基づき、当社が弁済します。

(※) 康有株式会社

当社の代表取締役である寺西豊彦及びその親族が株式を保有する資産管理会社(未上場企業)であり、当社の主要株主である筆頭株主

3. 従持信託の概要

- (1) 名 称 : キリン堂ホールディングス社員持株会信託
- (2) 委 託 者 : 当社
- (3) 受 託 者 : 野村信託銀行株式会社
- (4) 受 益 者 : 受益者適格要件を満たす者
(信託終了時に信託内に残余財産がある場合に確定することとなります)
- (5) 信 託 契 約 日 : 平成 28 年 11 月 17 日(木)
- (6) 信 託 の 期 間 : 平成 28 年 11 月 17 日(木)～平成 31 年 11 月 28 日(木)
- (7) 信 託 の 目 的 : 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- (8) 受益者適格要件: 受益者確定手続開始日(信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が持株会へ全て売却された日等)において生存し、かつ、持株会に加入している者[但し、本信託契約の締結日以降受益者確定手続開始日までに定年退職、転籍、役員就任又は定年退職後再雇用制度を適用した者の退職(定年退職前に本件持株会に加入していた者に限る)により持株会を退会した者を含む]のうち、所定の手続きを行った者を受益者とします。

4. 従持信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得価格の総額 : 262 百万円を上限とする
- (3) 株式の取得予定日 : 平成 28 年 11 月 22 日
- (4) 株式の取得方法 : 取引所市場より取得

(ご参考)

E-Ship®は野村証券株式会社の登録商標です。

E-Ship®(Employee Shareholding Incentive Plan の略称)は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、野村証券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブ・プランです。

以 上